

一般事業主行動計画

平成27年4月1日策定
新潟県信用保証協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員が能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 男性職員1名以上が育児休業を取得する。

〈対策〉男性職員の育児休業の取得促進を図るため、対象職員へ育児休業の申請手続方法と育児休業給付金制度等について説明会を実施するなど、周知・啓発に取り組む。
この他、該当者に対しては、個別に説明を行うことで取得を促す。

目標2 女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

〈対策〉対象となる女性職員全員が育児休業を取得できるよう、コンプライアンス啓発活動等を通して子育て支援の重要性に関する意識の高揚に取り組む。
育児休業取得期間中の代替要員の確保に努める。

目標3 年次有給休暇の取得を促進するため、全職員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり年8日以上とする。

〈対策〉毎月各部署において、所属長は部下に取得を促すとともに、年次有給休暇予定表を作成するなどし、休暇取得意識の醸成を図るとともに、休暇を計画的に取得しやすい環境づくりを行う。
取得状況が悪い場合は、所属長が休暇日を指定して年次有給休暇の取得を促す措置を行う。